

**令和5年度いばらきの魅力発信事業【アウトドア資源を活用した魅力発信】実施業務
受託者公募に関する説明書**

1 業務の内容等

(1) 業務名

令和5年度いばらきの魅力発信事業【アウトドア資源を活用した魅力発信】実施業務

(2) 事業の目的

原子力施設が立地または隣接する電源地域（大洗町、東海村を含む9市町村）を含む本県の魅力を積極的に発信しながらマーケティング調査を実施し、誘客促進のための施策に反映させるとともに、電源地域をはじめとする本県のイメージアップ及び観光産業の育成を図る。

なお、本事業は「電源地域産業育成支援補助金」を活用した観光産業育成支援のための事業である。

(3) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(5) 委託費の上限額

30,408,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 担当部局

茨城県営業戦略部観光物産課 誘客・フィルムコミッショングループ 担当 出沼
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6（県庁舎4階）

TEL 029-301-3622 FAX 029-301-3629 E-mail kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 企画提案書の提出について

(1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第 1 号）
- ② 資格要件に係る申立書（様式第 2 号）
- ③ 企画書（任意様式）

企画書は 1 冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）、社名を記載したものを提出すること。

- ④ 見積書（任意様式）

見積書は、無記名のもの（社名部分を隠したもの）、社名を記載したものを電子データで提出すること。なお、無記名のものについては、③企画書に添付すること。

- ⑤ 会社概要又はパンフレット

(2) 提出期限

令和 5 年 6 月 5 日（月） 17 時（必着）

(3) 提出方法

電子メール（提出先は前記 2 参照）

- ・提出メールには、①代表者名、②所属先、③連絡先（担当者名、電話、メールアドレス）を明記すること。
- ・提出書類は、全ファイル併せて、原則 10MB 以下に収めること。
- ・提出後、必ず電話でメールの到着確認を行うこと。

5 質問の受付

(1) 期 間

令和 5 年 5 月 22 日（月）～令和 5 年 5 月 30 日（火）15 時

(2) 受付方法

電子メール（提出先は前記 2 参照）

※提出後、必ず電話でメールの到着確認をすること

(3) 質問内容

原則、当該委託業務に関することに限る。

※他事業者からの参加表明、企画提案書の提出状況等は回答しない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対し電子メールにより回答する。

また、回答した内容は、本県ホームページ上で公開する。

6 その他

企画提案の審査は提出された内容に基づき行うが、採用決定後、提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額は採用決定後、見積書を徴し別途決定する。